

## 奈良県人事委員会訓令第一号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

第八条中「任用審査課長」を「次長」に改める。

第九条を削る。

第十条第二項中「任用審査課において」を削り、同条を第九条とする。

第十一条を削り、第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。